

I 情報化に向けての国と県の動き

1. 国の動き

平成12年7月の九州・沖縄サミット時に採択された、「IT憲章」とも呼ばれた『沖縄憲章』の中で「世界の一層の繁栄のため、情報技術の活用とデジタルデバイド（情報格差）の解消」が必要と述べられ、日本の情報化時代の本格的幕開けとなった。

平成12年11月28日にだされた生涯学習審議会答申『新しい情報通信技術を活用した生涯学習の推進方策について』の中の生涯学習施策の基本的方向で、「今後、生涯学習における情報化を推進していくためには、生涯学習関連施設はもとより、それぞれの生涯学習に関するグループ、団体、サークルなどが情報化に対応できるように、**情報リテラシーを身につけた地域の学生や生徒などの情報ボランティア**や大学、短期大学、高等専門学校、専修学校などの人材を活用し、助言を受けたり、情報リテラシーを身につけるための学習機会を設けることなどが必要」と提言されている。また、当面推進すべき施策の一つとして、「人材の登録を促進し、情報ボランティアを必要とする団体や施設などに対してその情報を提供するとともに、情報リテラシーに関する講座を多く設け、情報ボランティアの養成を図る必要。」と、「情報ボランティア」養成から登録、人材の活用の必要性が述べられている。

さらに、同じ平成12年11月に『高度通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）』が成立し、その具体策を現したものとして、平成13年3月に「e-Japan戦略」が策定された。その中で、5年以内に世界最先端のIT国家になることを前提とした人材育成やインフラの整備などの具体策が示された。

2. 県の動き

平成13年3月に「栃木県生涯学習推進計画三期計画（とちぎ学びかがやきプラン）」が策定された。その中で、情報格差解消にむけての学習機会提供や、学んだ成果を地域活動に生かすボランティア活動の促進をめざしている。具体策として、生涯学習ボランティアの養成やボランティアバンクの整備・活用について述べている。

県の情報化については、「栃木県地域情報化基本計画」平成13年3月策定され、県におけるインフラの整備、人材の育成等について目標が示された。しかし、情報化の急変により、平成13年の基本計画（5カ年計画）を今年度見直しを行い、「とちぎITプラン」として平成15年9月に策定された。県は、今後ITを推進していくためのキーワードを「安心」「便利」「優しさ」「豊かさ」の4つとし、「地域産業の振興」や「県民生活の充実」などの5つの戦略を進めることとした。